

被害者等支援計画

令和 7 年 10 月

甕島商船株式会社

被害者等支援計画（被害者等支援の基本的な考え方）

1. はじめに

当社が運航する船舶に関連して、人命に関わる海難事故及び災害（以下「重大事故」と称す）が発生した場合、被害に遭われた方々並びにその家族への必要な支援について、「被害者等支援の基本的な考え方」を次の通り定めます。

本計画は「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」（国土交通省平成 25 年 3 月 29 日）に基づき定めたものです。

2. 被害者等支援の基本的な方針

（1）安全の確保に対する基本的な考え方に関すること

当社は輸送の安全確保を基本理念とし、経営トップが定める明確な安全方針に基づき、全社員に安全最優先意識の徹底を図り、全社一丸となって安全の確保に努めることが重要な責務であると考えております。

（2）被害者等支援の基本的な支援に関すること

重大事故が発生した場合は、直ちに経営者を中心とした事故対策本部を設置し、被害の拡大を最小限にとどめるべく本船やその他関係する諸機関と連携しながら、人命の安全確保を最優先として行動し、情報の収集及び伝達に努め、被害に遭われたお客様及びそのご家族に寄り添い、誠意をもって支援してまいります。

3. 被害者等支援の基本的な実施内容

（1）情報提供

①事故情報のご家族への連絡

重大事故の第一報を入手した場合は直ちに国土交通省、海上保安庁・消防署その他関係する諸機関と協力して情報収集に努めると同時に、可及的速やかにご連絡いたします。

また、その際、その後の当社への連絡先及び担当部署などをご案内いたします。

事故現場等でのご質問にできる限りお答えできる体制を整えます。

②乗客情報及び安否情報の取扱い

被害に遭われたお客様の安否や怪我の程度等につきましては、本船及び関係機関から全力で情報を収集し、迅速にご家族に連絡いたします。

被害に遭われたお客様の情報については、個人情報保護の趣旨を十分留意し、適切に取り扱います。

ご家族とご連絡が取れた場合において、ご家族が被害に遭われたお客様の情報を公開することを希望されない場合は、原則としてその意向に沿った対応いたします。

③被害者等への継続的な情報提供

事故に関する情報や再発防止等の情報については、継続的な情報提供に努めます。

(2) 事故現場等における対応

①事故現場・待機地点等への案内

被害に遭われたお客様のご家族が事故現場等へ移動する場合、移動や宿泊等について必要に応じた支援を実施していきます。

②滞在中の支援

事故発生直後において、被害に遭われたお客様のご家族が事故現場で情報収集等の活動をされる場合、安否確認の付き添い、事故現場等での待機場所、食事の手配等必要に応じた支援に努めます。

(3) 継続的な対応

①被害者及びご家族等からの相談受付体制

- ・相談窓口を設置し、被害者及びご家族等からの相談に応じます。

②被害者及びご家族等へのサポート

- ・被害者及びご家族等からのご相談に対応し、場合によっては専門家の協力を受けながら心のケア等のサポートを行います。

4. 被害者支援の基本的な実施体制

①体制の確立

重大事故発生の第一報を受けた場合、「事故対策本部」を設置し、人命の安全確保を最優先として体制をとります。

事故現場の最寄りに現地対策本部を設置し、事故対策本部と連携を取りながら迅速に支援を行ってまいります。

これらを実施した場合の対応記録の作成や保存は、担当部署にて適切に行います。

②教育・訓練等

被害に遭われた方々及びそのご家族への支援を適切に行うため、社員に対し必要な教育、研修、訓練等を計画的に実施します。また、安全についての社員の意識の向上を図るため、被害者等への支援の意義などについて、教育を実施いたします

事故発生直後の体制図

